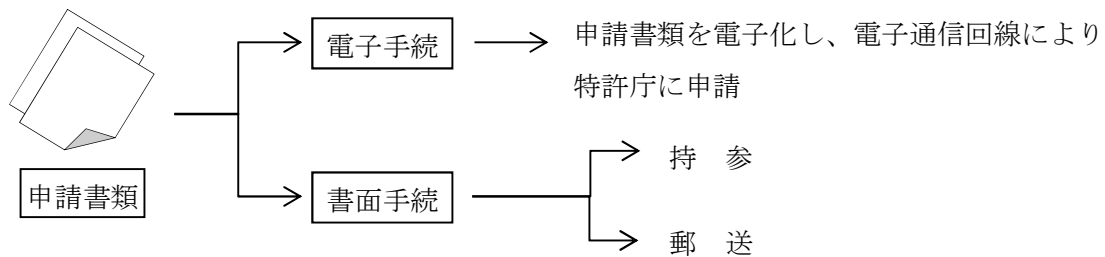


電子出願の概要

1. 手続の体系

特許庁への出願等の手続は、自宅や会社等のパソコンからオンラインで行う方法（電子手続）と書面（特許庁へ提出（持参又は郵送））で行う方法があります。



2. 電子手続の現状

特許庁では、1990年（平成2年）12月より電子手続を開始し、2005年（平成17年）10月からインターネット回線を利用した電子手続を開始しました。高速回線（ADSL、光ファイバー、CATV等）を利用することで、高速な通信、大容量データの送受信が可能になりました。

現在、特許庁への電子出願率は、特許・実用新案は98.3%、意匠は93.2%、商標は84.5%となっています。

→ オンラインシステムを使用して行うことができる手続は、第一章第二節 オンラインシステムを使用して行う手続 を御参照ください。